

- 中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備が所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。

### ○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性	<p>計画期間において、基準年度*比で労働生産性が年平均3%以上向上すること *直近の事業年度末</p> <p>○算定式</p> $\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$ <p>(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)</p>
先端設備等の種類	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備</p> <p>【減価償却資産の種類】</p> <p>機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、事業用家屋、構築物</p>
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針及び導入促進基本計画※に適合するものであること</li> <li>○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</li> <li>○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること</li> </ul>

### ○先端設備等導入計画の認定フロー

